生活福祉委員会資料
令和３年６月９日
区民生活部戸籍住民課

マイナンバーカード再交付手数料の見直しについて

１　経緯

個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）の再交付手数料については、目黒区手数料条例（以下「区条例」という。）により区が申請者から手数料を徴収し歳入とし、同額を交付金として地方公共団体情報システム機構（以下「J－LIS」という。）に支払いをしてきた。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」という。）が一部改正され（令和３年９月１日施行）、J－LIS をマイナンバーカードの発行主体として明確に位置付け、手数料の徴収についても J－LIS がすることになった。マイナンバーカード再交付手数料は、区条例で定めた手数料額を区が徴収し歳入としてきたが、今回の法改正に伴い、区条例を見直す必要が生じた。

＊参　考

> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
> （新設）
> （個人番号カードの発行に関する手数料）
> 第 18 条の２　機構は、第 16 条の２第１項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。
> ２　機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
> ３　機構は、第１項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

２　見直しの考え方

法改正により、マイナンバーカードの再交付手数料の徴収は J－LIS がすることになるため、区条例第２条の別表に規定するマイナンバーカードの再交付の手数料額（１件　８００円）は不要になり、削除をする。

法施行後のマイナンバーカードに係る再交付手数料の徴収の事務については、J－LIS が行うことになる。区は申請者から手数料を徴収するが区の歳入とはせず、歳入歳出外現金として一旦預かり、J－LIS に支払うことになる。

３　改正時期

令和３年９月１日

４　今後の予定

令和３年６月　区議会第２回定例会に区条例案提出

以　　上